

公益社団法人徳島県防犯協会自転車防犯登録実施要領抜粋

1 目的

自転車の盗難防止及び盗難被害にあった自転車の早期被害回復に寄与するため、自転車防犯登録について定めたものです。

2 登録に関する事項

○ 新規登録

- ・ 新たに自転車を購入等した場合
- ・ 未登録の自転車を登録する場合

○ 再登録

- ・ 登録自転車を他人から譲り受け登録する場合
- ・ 登録自転車を他人と交換して登録する場合
- ・ 登録済みの登録シールをき損し判読できない場合

○ 登録事項の変更

- ・ 親族間で譲渡したとき
- ・ 住所、氏名及び電話番号を変更したとき

3 登録抹消及び変更

○ 再登録及び登録抹消

- ・ 再登録の場合、再登録をする方が当該自転車の防犯登録の有無を確認し、登録がある場合、前所有者の自転車防犯登録抹消届（別記様式第6号）が必要です。
- ・ 抹消届がない場合、二重登録となりますので再登録は出来ません。
- ・ 前所有者が防犯登録カード第2票（別記様式第4号お客様用）を所有している場合は、防犯登録所（自転車販売店等）に申し出てください。
- ・ 再登録をする方の住所及び氏名等が確認ができる運転免許証等の身分証明書を防犯登録所（自転車販売店等）に提示してください。

○ 登録の変更

親族間の譲渡及び住所、氏名、電話番号を変更したときは、自転車防犯登録変更届（別記様式第7号）を作成し、防犯登録所（自転車販売店等）に提出してください。

○ 自転車を廃棄処分する場合

所有者（登録者）が自転車防犯登録抹消届を作成し、保管している防犯登録カード第2票（お客様用）を添えて防犯登録所（自転車販売店等）に提出してください。

4 防犯登録カード作成上の留意事項

- 住所は「丁目・字名、番地、アパート名等」、氏名は「正確に記載し必ずフリガナ」を付けてください。

防犯登録カードの登録事項が読み取れない場合、調査に時間を要し登録に支障が出るため、正確な記載にご協力をお願いします。

- 防犯登録カードは3枚複写式となっています。

防犯登録をした場合、防犯登録所（販売店等）から防犯登録カード第2票（お客様用）が交付されます。

第2票は盗難をはじめ譲渡・抹消等の際、必要となりますので大切に保管しておいてください。

5 身分証明書として使用するマイナンバーカードについて

登録抹消及び変更の際の身分証明書は、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）を取得している方は、同カードを身分証明書として使用することができます。

このカードを活用する場合は、カードと共に受領している専用カードケースに収納した状態で身分確認を行える表面だけを活用してください。

なお、活用の際には、裏面データが漏洩しないよう適切な管理をお願いします。